

諮問日：令和3年10月11日（令和3年度（最情）諮問第36号）

答申日：令和4年2月24日（令和3年度（最情）答申第51号）

件名：裁判所法82条に係る事務の処理に当たり司法行政文書の作成が義務付けられているものではないことが分かる文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

別紙記載の文書（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事実の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和3年9月3日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

平成24年12月6日付け最高裁秘書第003545号事務総長通達「司法行政文書の管理について」（以下「管理通達」という。）記第3の1において、「裁判所における経緯も含めた意思決定に至る過程及び裁判所の事務の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係わる事案が軽微なものである場合を除き、司法行政文書を作成しなければならない」と定められており、「事案が軽微なものである場合」の解釈として、所管事務に関する単なる照会や問い合わせに対する応答、裁判所内部における日常的業務の連絡や打合せなどが事例として示されている司法行政文書が存在している。

奈良地方裁判所は、裁判所法82条に基づく不服申出に対する監督権の行使

の要否等という重大な事案について、意思決定に至る過程等についての司法行政文書を作成していないが、このことは、管理通達に定める文書作成義務に違反していることが明白である。

にもかかわらず、最高裁判所事務総長は、特定年月日付け情報公開・個人情報保護審査委員会宛理由説明書（以下「別件理由説明書」という。）において、裁判所法 82 条に基づく不服申出に係る事務を処理するに当たって常に司法行政文書を作成することを義務付けているものではないと主張していることから、そのように主張する理由や根拠があるはずであり、これを裏付ける文書が存在しているはずである。

第 4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

管理通達記第 3 の 1 は、「職員は、文書管理者の指示に従い、裁判所における経緯も含めた意思決定に至る過程及び裁判所の事務の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、司法行政文書を作成しなければならない。」と定めていることから、具体的な処理に係る事案について職員が司法行政文書を作成するかどうかについては、管理通達の定めにより、文書管理者の指示に従って行われることとなると解される。

別件理由説明書では、上記の解釈を踏まえ、管理通達は事務を処理するに当たって常に司法行政文書を作成することを義務付けているものではないことを述べたものであり、裁判所法第 82 条に基づく不服申出に対する監督権の行使等に関する事務（以下「裁判所法 82 条に係る事務」という。）一般について、これが管理通達記第 3 の 1 の「処理に係る事案が軽微なものである場合」に当たるかどうかや、処理に当たって司法行政文書の作成を義務付けているかどうかについては述べていない。

苦情申出人は、別件理由説明書において管理通達は事務を処理するについて常に司法行政文書の作成を義務付けているものではないと主張することは管理

通達の定めに違反しているとの前提で、別件理由説明書が通達違反の主張をする理由、根拠を裏付ける文書の開示を求めているものようである。

しかし、別件理由説明書が通達違反の主張をしているものではないことは上記のとおりであるから、苦情申出人が求める文書は存在しないと言わざるを得ない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和3年10月11日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和4年1月21日 審議
- ④ 同年2月18日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 苦情申出人は、裁判所法82条に係る事務について、管理通達によって司法行政文書を作成することが義務付けられているにもかかわらず、別件理由説明書において司法行政文書の作成が義務付けられていないと説明していることが管理通達に違反しているということを前提として、別件理由説明書の記載の理由及び根拠が分かる文書の開示を求めていると解される。

しかし、別件理由説明書の「なお、管理通達は、事務を処理するに当たって常に司法行政文書を作成することを義務付けているものではない（同通達記第3の1）。」との記載は、管理通達の記第3の1の一般的な解釈を述べているものであり、裁判所法82条に係る事務について司法行政文書の作成が義務付けられているかどうかについて述べたものではない。したがって、別件理由説明書の上記記載は管理通達違反の主張をしているものではなく、苦情申出人が求める文書は存在しないとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

よって、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

なお、委員会に対し諮問がされる事案のなかには、裁判所における個別の案件の対応や判断に対する不服を申し立てる意図の下に、司法行政文書開示手続や保有個人情報開示手続を用いるケースが散見される。委員会は本件申出がこのような意図に基づいてされたものと断ずるものではないが、司法行政文書開示手続や保有個人情報開示手続を用いた申出は裁判所における個別の案件の対応や判断に対する不服について個別具体的に応答するための制度として設けられているものではないことを、念のため付言しておく。

- 2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子

別紙

最高裁判所は特定年月日付け情報公開・個人情報保護審査委員会宛理由説明書において、事務総長通達「司法行政文書の管理について」記第3の1において「裁判所における経緯も含めた意思決定に至る過程及び裁判所の事務の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係わる事案が軽微なものである場合を除き、司法行政文書を作成しなければならない」とあり、秘書課が作成した「文書事務における知識付与を行うためのツール」の抜粋部分が「処理に係わる事案が軽微なものであるか否か」の判断基準や判断要素が分かるものであることは明らかであると主張している。抜粋部分によれば「事案が軽微なものである場合」としては、所管事務に関する単なる照会や問い合わせに対する応答、裁判所内部における日常的業務の連絡や打合せなどが事例として示されている。

一方、特定年月日付け情報公開・個人情報保護審査委員会宛理由説明書において、「司法行政文書の管理について」は、事務を処理するに当たって常に司法行政文書を作成することを義務付けているものではないとして、裁判所法第82条に基づく不服申出に対する監督権の行使の要否等について、原判断庁において、意思決定に至る過程等についての文書を作成又は取得していないことを、相当であると最高裁事務総長は主張している。

監督権の行使の要否に係わる事案が軽微なものではないことは明白である。にもかかわらず、司法行政文書を作成することを義務付けているものではないと、最高裁事務総長が主張する理由並びに根拠が分かる文書。